

# 大野城市ハラスメント根絶条例

令和8年3月19日

## 条例第1号

ハラスメントは、家庭、学校、地域、職場など、様々な場面における人と人との関係性の中で、他者を一人の人格として敬う意識の欠如によって生じる行為の総体であり、人権侵害にほかならない。

人権とは、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利として保障されなければならない。ハラスメントの根絶は社会全体で取り組むべき問題である。

大野城市に生きる全ての人々が、不当に権利を侵害されることなく、対等な立場において、お互いを理解し、認め合い、尊敬し合う「まどか」なまちを創りあげるとともに、ハラスメントのない公正かつ持続可能な社会を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの根絶に関し、基本原則を定め、大野城市（以下「市」という。）、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、ハラスメント根絶の施策に係る基本事項を定めることにより、市に生きる全ての人々の安全、健康及び豊かな生活を確保し、その能力を十分に発揮する機会又は可能性を保持すること、かつ、事業者の安定した事業活動を促進し、もって公正かつ持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本原則)

第2条 全ての人々は一人一人がかけがえのない存在であると認められ、個人として尊重されるという認識の下、誰もが安心して生きられる社会の実現のために、社会全体でハラスメントの根絶が図られなければならない。この原則は、あらゆる場面において、全ての者に対し、等しく適用される。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント 家庭、学校、地域、職場など、様々な場面において、人と人との関係性の中で、他者を一人の人格として敬う意識の欠如によって生じる行為の総体であり、精神的又は肉体的な影響を与える言動によって、個人の尊厳を侵

害し、もって生活・教育環境又は就業環境を害するものをいう。

(2) 市職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職（市長を除く。）に属する市の職員をいう。

(3) 事業者 市内で事業（非営利目的の活動を含む。）を行う法人その他の団体（国・県の機関を含む。）又は事業を行う場合における個人をいう。

(4) 就業者 市内で業務に従事する者（事業者の事業に関連し、市外でその業務に従事する者を含む。）をいう。

（ハラスメントの禁止）

第4条 何人も、あらゆる場面において、ハラスメントを行ってはならない。

（ハラスメントの根絶）

第5条 何人も、あらゆる場面において、ハラスメントを過小評価し、傍観すること又は隠ぺいすることなく、それぞれの立場において主体的かつ積極的にハラスメントのない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第6条 何人も、あらゆる場面において、ハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由に、その申出者、ハラスメント被害者及び関係者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（市の責務）

第7条 市は、第2条に規定する基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、ハラスメントのない社会の構築に向けて、市民及び事業者に対し、ハラスメントの根絶に関する情報提供、啓発、教育、相談及び助言その他必要な施策を実施するものとする。

2 市は、ハラスメントの根絶に関する指針を定め、指針に基づき、ハラスメント根絶の施策を実施するものとする。

3 市は、ハラスメント根絶の施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

4 市は、ハラスメント根絶の施策の実施に当たっては、市民、関係行政機関及び事業者との連携を図るものとする。

（市長及び市議会議員の責務）

第8条 市長及び市議会議員は、基本原則にのっとり、ハラスメントに対する関心と理解を深め、他者に対する言動に注意を払い、選挙で選ばれた市民の代表者として、

市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの根絶に主体的かつ積極的に取り組むものとする。

(市職員の責務)

第9条 市職員は、基本原則にのっとり、ハラスメントに対する関心と理解を深め、他者に対する言動に注意を払い、市民全体の奉仕者として、職務は市民から負託された公務であることを自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの根絶に主体的かつ積極的に取り組むものとする。

(その他公務員の責務)

第10条 その他の公務員は、基本原則にのっとり、ハラスメントに対する関心と理解を深め、他者に対する言動に注意を払い、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの根絶に主体的かつ積極的に取り組むものとする。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本原則にのっとり、ハラスメントに対する関心と理解を深め、他者に対する言動に注意を払うとともに、家庭、学校、地域、職場など、あらゆる場面におけるハラスメントを根絶するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施するハラスメント根絶の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、基本原則にのっとり、ハラスメントの根絶に主体的かつ積極的に取り組むとともに、市が実施するハラスメント根絶の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業に関して就業者がハラスメントを受けた場合には、直ちに就業者の安全を確保するとともに、当該行為者に対し、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、その事業に関して就業者がハラスメントを行わないように、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。